

青森県報

第二千二百三十二号

平成十五年
九月二十九日
(月曜日)

目次

告 示

- 家畜伝染病の発生……………(畜産課)…一
- 宅地建物取引業法による聴聞……………(建築住宅課)…一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課)…一
- 証紙売りさばき人の名称の変更……………(同)…二
- 青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……………(障害福祉課)…二
- 監査委員……………(事務局)…二
- 監査結果に対する措置の公表……………(事務局)…二

告 示

青森県告示第六百十九号
 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により
 家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者	頭数	発生場所又は区域	年月日
ヨ一ネ病	牛	患者	一	下北郡東通村	平成十五年九月二十五日

青森県告示第六百二十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により公示する。

平成十五年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

処分を受けようとする者	聴聞期日	聴聞場所
上北郡百石町字下川原七の三 有限会社橋本開発	平成十五年十月九日 午前十時	青森市長島一丁目の一 青森県庁西棟七階A会議室

青森県告示第六百二十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成十五年十月一日から施行する。

平成十五年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

青森県労働金庫本店営業部
 青森県労働金庫青森東支店
 青森県労働金庫弘前支店
 青森県労働金庫黒石支店
 青森県労働金庫八戸支店

青森市本町三丁目
 青森市栄町一丁目
 弘前市大字萱町
 黒石市大字乙大工町
 八戸市柏崎六丁目

を

青森県労働金庫五所川原支店	五所川原市柏原町
青森県労働金庫十和田支店	十和田市稲生町
青森県労働金庫むつ支店	むつ市金谷一丁目
東北労働金庫青森支店	青森市本町三丁目
東北労働金庫青森東支店	青森市松原一丁目
東北労働金庫弘前支店	弘前市大字萱町
東北労働金庫八戸支店	八戸市沼館一丁目
東北労働金庫黒石支店	黒石市大字乙大工町
東北労働金庫五所川原支店	五所川原市柏原町
東北労働金庫十和田支店	十和田市稲生町
東北労働金庫むつ支店	むつ市金谷一丁目

に改める。

青森県告示第六百二十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十五年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市大字浜田字豊田一三九の二
社団法人青森県自動車協会
- 二 変更内容
 - 1 変更前の名称
社団法人青森県自家用自動車連合会
 - 2 変更後の名称
社団法人青森県自動車協会

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十五年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る公共的施設の名称 あもり信用金庫 金沢支店	所在地 青森市大字大野字金沢五の四八	種類 金融機関 店舗	交付年月日 平成二五・九
-------------------------------------	-----------------------	------------------	-----------------

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成14年9月10日付け青森県第74号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年9月29日

青森県監査委員 片 谷 稔

同 橋 本 敏 子

同 西 谷 洌

同 清 水 悦 郎

監査箇所名	監査結果	措置の内容
都市計画課	一般会計から青森県下水道事業特別会計に繰り入れすべき額を繰り入れていない。	平成14年度から繰り入れすべき額を繰り入れた。平成13年度以前の繰り入れすべき額については、

		<p>流域下水道の維持管理負担金累積収支差額の解消により措置する。</p>
	<p>岩木川流域下水道事業の負担金を馬淵川流域下水道事業の経費として使用している。</p>	<p>平成14年度に一般会計から青森県下水道事業特別会計の岩木川流域下水道事業に繰り入れをして解消した。今後このようなことがないよう適正な事務手続に努める。</p>
	<p>駐車場使用料において、も調定手続が遅延しているものがある。</p>	<p>今後このようなことがないよう、チエック体制を強化し、適正な事務手続に努める。</p>

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭